

第3回悪質ホストクラブ対策検討会

1 日時

令和6年9月26日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

警察庁第1会議室

3 有識者委員

伊藤 素近	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会専務理事
大島 義則	弁護士・専修大学法科大学院教授
大村 恵実	弁護士【欠席】
北川 佳世子	早稲田大学大学院法務研究科教授
山田 洋	一橋大学名誉教授

4 警察庁出席者

檜垣 重臣	生活安全局長
土屋 暁胤	長官官房審議官（生活安全局担当）
永山 貴大	生活安全局保安課長

5 関係省庁

内閣府男女共同参画局総務課
消費者庁消費者制度課
法務省大臣官房司法法制部
法務省刑事局
国税庁課税部個人課税課
文部科学省総合政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
厚生労働省社会・援護局総務課
厚生労働省職業安定局需給調整事業課
厚生労働省労働基準局監督課

6 議事概要

(1) 関係省庁からの説明

消費者庁消費者制度課から説明があった。

(2) 事務局からの説明

事務局から資料に基づいて説明があった。

(3) 自由討議（欠席の委員については事務局から意見を確認）

第2回検討会までの議論を振り返りながら、主として、風営適正化法上の規制の在り方について議論がなされた。有識者委員からの主な意見は以下のとおり。

ア 第2回検討会までの議論と今後議論すべき論点について

- ホストクラブだけを規制対象とするのではなく、悪質な行為態様を規制するというのは十分うなずけるところではあるが、業者を一律に規制するのではなく、悪質なものにターゲットを絞って規制していくという事情もあり、その調整が一番難しいところだと考えている。
- ホストが、性風俗で働かせれば代金を回収できる女性を狙っているところに一番の悪質性があり、女性に対して経済的な損害にとどまらず、精神的、身体的にも継続的に深刻な被害を及ぼすので、規制して厳格に対処する必要があると整理できると考える。売掛金、立替金等の蓄積段階で規制されるべき対象の行為となるのは、社会経験が乏しいこと、その恋愛感情に乗じて支払い困難な飲食、遊興させること等になると思う。「心理的に支配」、「脆弱性」という用語では、規制の範囲が広がりすぎる懸念があり、一步踏み込んだ具体的な絞り方を検討するべきである。
- 取立て段階で、ネットに個人情報を流すと言って脅す事例もあったが、こうした行為を規制する際に「個人情報を漏洩する」と書くと、具体的に何を漏洩し、どういう脅し方をするかを規制するのか、不明確ではないか。個人情報保護法上の個人情報には、他の情報と容易に照合でき、その結果、個人を特定できるという容易照合情報も含まれているので、検討が必要である。

イ 風営適正化法上の規制の在り方について

- スカウトバックの流れを通じて、女性客の個人情報が関係者に共有され活用されているというのは、問題があると思う。
- 風営適正化法上、スカウトバックについて、性風俗関連特殊営業の禁止行為として、仲介業者等に対して対価を支払って紹介を受けてはならないといった条項を設けることは、実効性の問題はあるが、おそらく可能なのではないかな。
- 税金の支払いを逃れているホストも多くいるのではないかな。ホストクラブが今増えているのは、儲かるからである。スカウトバックを含め、ホストやホストクラブが得ている利益を精査する必要がある。
- 女性客への請求について、紙切れ1枚でそこに何百万と書いてあるというような事例があるように、きちんとしたやり取りがないと思うので、まずルールを決め、それをやるということが大事だと思う。
- ホストが個人事業主であっても、そのホストを管理している以上、店にも罰則を設けるべきであり、そうしないと店はいつまでも続くことになる。

- 18歳未満の店舗への立入禁止について、表示義務だけではなく、20歳以上でなければ酒は飲めないということにも鑑み、入店時に身分証を提示させて確認することを義務化するといったことも考えられる。
- 職業安定法第63条第2号について、紹介料を支払って紹介を受けてはいけないという規制を反対側にかけた場合、性風俗店は人材募集もできないし、紹介料を支払って人材を確保することもできないことになるが、公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務というのは性風俗店に限られないので、そうした規制に波及効果がないか確認した方がいいと思う。
- 心理的支配を受け、又は脆弱性によって反対の意思を表示することが難しい状況に乗じて債務を負担させられた者を、客に接する業務に従事させること自体を性風俗関連特殊営業の禁止行為として規定することが考えられる。また、組織的犯罪処罰法の前提犯罪に、この禁止行為を規定することにより、ホスト及び両罰規定によりホストクラブに対して、組織的犯罪処罰法下での刑罰の適用が可能になるのではないかと考える。現在、売春防止法の規制対象とならない事案や、複数のスカウトの介在により具体的なあっせん行為が解明できず、職業安定法での対処ができないような事案において実益があると思う。
- ホストクラブは、プライバシーポリシーを掲げていないと思うが、そうすると、ホストが他のホストに女性客の稼働先の相談をすることは、個人情報の目的外利用に当たり、個人情報保護法上違法であり、さらに、女性客の個人情報をスカウト、つまり、店の外に出すことは、当該個人情報がデータベース化される等により個人データとなっている場合には個人データの第三者提供に当たり、これも違法なので、個人情報保護委員会による行政処分も考えられるのではないかと。

以 上